

愛知県立佐屋高等学校家庭クラブ規約

第1章 総 則

第1条 名 称

本クラブは、愛知県立佐屋高等学校家庭クラブと称する。

第2条 目 的

- 1 家庭科に関する興味・関心を高め、その価値の認識を深める。
- 2 家庭や地域社会の生活改善向上を図る態度と実践力を養う。
- 3 自主的・科学的な態度を養う。
- 4 勤労を愛し社会に奉仕する態度を養う。
- 5 各学校の連絡を密にして、クラブ活動を発展させる。

第3条 事 業

- 1 総会・学習会・講演会・見学などを行う。
- 2 全国高等学校家庭クラブ研究発表大会へ参加する。
- 3 愛知県高等学校家庭クラブ連盟主催の総会・研究発表大会ならびに指導者研究大会に参加する。
- 4 本クラブの目的達成に必要な研究活動を行う。
- 5 機関誌を発行する。
- 6 全国家庭クラブ並びに友好団体との連携を図る。

第2章 組 織

第4条 会 員

本クラブ員は、愛知県立佐屋高等学校生活文化科・ライフコーディネート科の全生徒とする。

第5条 顧 問

本会は指導・助言をなす家庭クラブ顧問を若干名置く。ただし、学校長及び家庭科教員とする。

第6条 役 員

成人会長1名、生徒会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名

第7条 役員及び任期

- 1 役員は立候補制とする。

- 2 役員の任期は、一期間とするが再選を妨げない。ただし、任期終了後でも後任の役員決定までは、その権限を持つ。
- 3 役員は原則として各期間の20日以内に全会員の無記名投票により選出される。

第8条 役員の任務

- 1 会長はクラブ員を代表し公務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 書記は会議などの記録及びそれらの保管にあたる。
- 4 会計は出納事務を行う。
- 5 会計監査は会計の監査に当たる。

第3章 会 議

第9条 総 会

- 1 総会は、本会の最終議決機関である。
- 2 総会は、2回開くことを原則とし、臨時総会は役員が必要と認めた時開催する。
- 3 総会は、全会員の3分の2以上の出席を以て多数議決によって決定する。
- 4 総会の議長は、会員の互選とする。

第10条 役員会

- 1 役員会は家庭クラブ役員・代議員及び顧問で組織する。
- 2 役員会の議長がこれを行う。
- 3 役員会は総会につぐ議決機関で月1回定期的に開くことを原則として必要に応じて会長が集める。
- 4 役員会は、3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は過半数以上の賛成をとって決定する。

第4章 会 計

第11条 本会の経費は、正会員により年間1,500円徴収する。
また本会の活動によって生み出す。

第12条 本会の予算は役員会で決定し、総会で報告し、承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 付 則

- 1 本会則を改正する時は、総会に改正案を提出し3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 2 本会則は、平成6年4月1日より実施する。
(第2章第4条家政科から家政科・生活情報科へ改正)
(第4章第11条年間800円を1,200円へ改正)
- 3 本会則は、平成11年4月1日より実施する。
(第2章第4条家政科から家政科・生活情報科から生活文化科・生活情報科へ改正)
- 4 本会則は、平成11年4月1日より実施する。
(第4章第11条年間1,200円を1,300円へ改正)
- 5 本会則は、平成18年4月1日より実施する。
(第4章第11条年間1,300円を1,500円へ改正)
- 6 本会則は、平成23年4月1日より実施する。
(第4章第11条年間1,500円を1,200円へ改正)
- 7 本会則は、平成30年4月1日より実施する。
(第2章第4条生活文化科・生活情報科から生活文化科・生活情報科・ライフコーディネート科へ改正)
- 8 本会則は、平成31年4月1日より実施する。
(第4章第11条年間1,200円を2,500円へ改正)
- 9 本会則は、令和2年4月1日より実施する。
(第2章第4条生活文化科・生活情報科・ライフコーディネート科から生活文化科・ライフコーディネート科へ改正)
- 10 本会則は 令和3年4月1日より実施する。
(第2章 第6条 役員9名から7名へ改正)
- 11 本会則は 令和4年4月1日より実施する。
(第2章 第8条 会計監査から前年度役員へ改正)
- 12 本会則は 令和5年4月1日より実施する。

(第4章 第11条 年間2500円を1500円へ改正)